

富里市地域公共交通会議分科会規程

(目的)

第1条 この規程は、富里市地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第14条第2項の規定に基づき、富里市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第14条第1項に定める事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の名称及び所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

2 分科会を構成する委員は、交通会議の委員の中から会長が指名する者とする。

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、交通会議の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

4 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 分科会長は、必要があると認めるときは、関係者に分科会への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

6 分科会の会議を招集するときは、分科会の委員に指名されていない交通会議の委員にも協議等を行う内容等について事前に周知することとする。

7 分科会長は、分科会の議案が緊急を要するものその他分科会長が軽微な事項であると判断したものについては、書面により意見の聴取及び議決を行うことをもって分科会の会議に代えることができる。

(協議結果の報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通会議に報告するものと

する。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、交通会議事務局が行う。

(報償金及び費用弁償)

第8条 分科会の委員の報償金及び費用弁償は、規約第19条及び第20条の規定を準用する。ただし、交通会議と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

2 第5条第5項の規定に基づき、分科会に出席した者の報酬及び費用弁償は前項に準ずるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年1月29日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	所掌事務
運賃協議分科会	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び利用料金に関すること